

市生第694号の2
令和5年1月13日

富士宮地区労働者福祉協議会
会長 飯室 憲一 様

富士宮市長 須藤秀忠
(市民部・市民生活課)



回 答 書

1 豪雨災害等への対策の進捗について

(要望事項)

本年9月の台風15号では、静岡市内を中心に大雨による住宅や自動車の浸水、停電、断水など多数の被害が発生したことは記憶に新しいところですが、本年は、7月14日からの九州地方から東北地方にかけての広域の大雨被害、8月3日からの北陸地方を中心とした大雨および台風8号による被害など、過去の経験則を超えるような大雨による災害が立て続けに発生しました。その都度「想定外」との報道もなされましたが、地球規模の気候変動の影響も考えれば、従前どおりの被害想定・治水対策で私たちの生活圏、経済圏の安全が守られる状況にあるのか不安も感じるところです。本年のような豪雨災害も想定に入れた上で、現在の洪水等による被害想定・ハザードマップを見直す検討が進められているのか、電気・水道等のライフライン確保には問題がないか、具体的に河川の堤防増設・掘削工事等を検討しているのかについて教示いただきたく要望します。

(回答)

近年、台風やゲリラ豪雨等、大雨等による被害が全国にて発生しており、国では水防法改正を行い、「河川施設能力を上回る大洪水は必ず発生する」ものとし、洪水時における氾濫災害リスク及び被害軽減を目指し、1・2級河川の管理者に浸水が予想される範囲などを示した洪水浸水想定区域図を新たに順次作成し公表することで頻発化及び激甚化する異常気象に対し避難を促すこととされております。

この洪水浸水想定区域図は、これまでの想定雨量を見直し、新たに千年に1回程度の割合で発生する降雨量を条件としたシミュレーションを行い想定区域図を作成しており、引き続き対象河川の拡大を目指すこととされております。

当市においては、主要河川である1級河川富士川をはじめ、潤井川及び芝川において洪水浸水想定区域が指定・公表されており、これら想定区域図に基づき、市民に配布している保存版令和3年3月改定の「富士宮市防災マップ」に富士川洪水ハ

ザードマップなど順次掲載しており、今後「富士宮市防災マップ」の改定に合わせて1級河川芝川などをハザードマップに順次追加していく予定です。

また、「市民の逃げ遅れゼロ」に向け、根本的な水防災意識の転換を図るとともに、「電気・水道等のライフラインの確保」についても、令和3年11月に、災害時における電力の早期復旧を図るための「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」を締結したほか、毎年9月に行う富士宮市総合防災訓練にライフライン機関である東京電力パワーグリッド(株)富士支社、中部電力パワーグリッド(株)清水営業所、静岡ガス(株)導管ネットワーク事業部等に参加していただくなど、平時から様々な組織と相互に連携し取り組んでおります。

河川の堤防増設・掘削工事の検討につきましては、1級河川の護岸工の整備及び河道掘削の実施は国及び静岡県の所管でありますので、河川改修及び河道掘削の実施につきまして、富士市及び富士宮市にて構成される富士治山治水期成同盟会を通じて、会長の富士宮市長及び副会長の富士市長が、河川管理者である静岡県知事へ要望書を直接手渡すなどしているところですが、引き続き国及び静岡県へ積極的な要望活動を継続してまいります。

※回答への問合せ先は 河川課 計画係 電話 22-1219 です。

2 式典等会場施設の誘致について

(要望事項)

新型コロナウイルスの流行以前には、富士宮駅周辺に式典等を実施できる会場が複数あり、市内の企業・勤労者も会議や懇親の場として利用して参りましたが、コロナ禍による業況悪化もありいずれも廃業してしまい、多人数の式典等を催すことのできる会場が市街地に無い状況が続いております。富士宮市は第5次総合計画の中で「世界に飛躍する国際文化都市プロジェクト」を掲げ、国際交流や滞在型観光を推進するために、ホテルの誘致や既存宿泊施設の改修支援を計画していますが、コロナ禍を経て徐々に国際的な人流も回復する中、宿泊施設のみならず歓迎等の式典を開催する会場も必要になるのではないかと想定されます。廃業してしまった施設の代替となるような、式典会場を併設したホテル等の誘致に注力いただきたく要望します。

(回答)

当市では、滞在型観光を推進することにより本市の経済の活性化を図るため、ホテル新設事業を行う者に対し、補助金を交付する「富士宮市ホテル新設事業補助金」を創設し、宿泊施設等誘致事業に取り組んでまいりました。

この「富士宮市ホテル新設事業補助金」について御説明いたしますと、対象となる施設は、国際観光ホテル整備法第5条第1項の規定による登録を受けたホテルで、次

に掲げる要件を満たすものです。

- (1) 客室総数が120室以上であること。
- (2) 客室総数の2分の1以上が、シングル（通常一人で使用する客室をいう。）にあつては18平方メートル、その他の客室にあつては26平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 宿泊者以外も使用できるレストラン及びバンケットルーム（宴会、会議等を行う部屋をいう。）を有すること。

市内において民間事業者がこれらの条件を満たすホテルを建設し、ホテル事業（ホテルにより人を宿泊させ、及び飲食させる営業をいう。）を開始する場合、建物については賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額、償却資産については賦課される固定資産税に相当する額を、7年間を限度に交付するものです。

今後につきましても、民間事業者に対して、富士宮市ホテル新設事業補助金制度の更なるPRに努めるとともに、式典会場を併設したホテルなども含め、宿泊施設等の誘致に取り組んでまいります。

※回答への問合せ先は 観光課 観光企画係 電話 22-1155 です。

3 富士宮市勤労者生活資金貸付制度（育児休業）の見直しについて

（要望事項）

富士宮市の勤労者生活資金貸付制度は1985年より取扱いを開始した歴史ある制度で、勤労者の生活資金の支援に寄与して参りましたが、2020年度2件、2021年度1件、2022年度上期も1件と直近では利用が停滞しています。住宅資金利子補給制度や教育資金貸付制度が満枠利用される中であつて、勤労者の生活を支える本制度が利用されていないことは非常に残念なことです。一因に、育児休業生活資金貸付においては「育児休業期間中の生活費」に用途を制限している点もあるのではないかと考えられます。少子化問題等も背景として、育児休業期間中の収入面では行政や企業の勤労者支援も充実しており、「生活費」としての資金ニーズは相対的に減少していると考えられます。一方で、子育て期間中には、子どもの習い事に関わる費用や園や塾への送迎用としての自動車の買い替えなどの資金ニーズは存在しており、子育て支援策の一環として、本制度の資金用途を子育て資金全般に拡大する、また対象となる子どもの年齢範囲を未就学児までとする等のより利用しやすくなるような制度への見直しを要望します。

（回答）

当市では、誰もが安心していきいきと働けることを目指し、労働者の生活環境の改善に向けた勤労者福祉事業を展開しています。このうち、勤労者が緊急、一時的に生

活資金が必要となった場合に、協調融資による生活資金貸付制度を利用することができます。

近年、本制度の利用実績が少なくなっていることは認識しており、この理由として、現在も続いている金融緩和政策によって、市中銀行のローン金利も低い水準で推移するなど、協調融資の優位性が薄れていることが挙げられます。

市としましては、本制度は、労働者のセーフティネットの機能を有し、勤労者の緊急、一時的な融資に応えるために存続していくことが制度のあり方として、一番重要であると捉えています。

このため、御指摘の使いやすさの部分については、ケースバイケースで対応できるものと、できないものを区別しながら、検討していきたいと考えています。

※回答への問合せ先は 商工振興課 工業振興・労政係 電話 22-1154 です。

4 消費者被害の防止・救済の取組みと「見守りネットワーク」について

(要望事項)

2022年4月から民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、若年層の消費者被害の増加が懸念されるほか、高齢者を狙った詐欺事件も一向に減らない状況にあります。加えて、地域のつながりの希薄化やライフスタイルの変化もあり、消費者被害の問題が多様化・複雑化している実態もあります。金融リテラシーの高い方は相対的に消費者被害に陥りづらいとの報告もあり、市でも「富士山まちづくり出前講座」による教育・啓発活動を続けていただいておりますが、若年時から金融に関する知識全般に触れられる機会をさらに拡大していくことで、金融トラブルや悪徳商法等への対応力を高められるよう、市内学校へのこうした機会確保の働きかけを要望します。また、判断力の低下している高齢者等の消費者被害を防ぐため、消費者安全法の改正により、市町に「消費者安全確保地域協議会（福祉関係者、警察、病院、民生委員、民間事業者等による地域で見守るネットワーク）」を設置できることになりました。富士宮市でも本年度より「地域見守りあんしん事業」として運営が開始されましたが、登録事業者の拡大とともに、警察、病院等との連携をより緊密にしながら高齢者に対する見守り機能をさらに高めていただくことを要望します。

(回答)

はじめに、消費者被害の防止・救済の取組みについてお答えします。

消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階において体系的に行う必要があります。一人一人が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に自らを結びつけるため、主体的・能動的に学ぶことが必要であり、ライフステージに合わせた消費者教育が必要です。

当市では、「富士宮市消費者教育推進計画」を策定し、子どもや若者が消費者として自立した社会の担い手となるために、子どもの発達段階及び年齢に応じた消費者教育を推進することとしています。

現在、小学生から高校生までの消費者教育については、それぞれの学習指導要領に基づき、全ての子どもたちに消費者教育を受ける機会を設けることとなっており、主に技術・家庭科や社会科、総合的な学習の時間等で実施しています。

また、富士宮市消費生活センターで行う富士山まちづくり出前講座では、悪質商法についての実際の相談内容を例に挙げ、ロールプレイングをしながら、被害を身近なことと感じられるような講座を行っています。

今後も、若年層の消費者被害を未然に防ぐため出前講座の更なる活用を含め、消費者教育が図られるよう市内の学校へ依頼してまいります。

なお、消費者安全法の改正により、市町に消費者安全確保地域協議会が設置できることとなりましたが、当市では「地域見守りあんしん事業」と重複するところがあるため、設置しておりません。

※回答への問合せ先は 市民生活課 くらしの相談係 電話 22-1132 です。

次に、「見守りネットワーク」についてお答えします。市内に6か所設置している地域包括支援センターでは、権利擁護業務の1つとして、担当圏域の民生委員・児童委員や関係機関と連携した見守りを通じて、高齢者等の消費者被害の防止を行っています。

さらに、その見守りを補完する機能として、当市においては「地域見守りあんしん事業」を行っています。この「地域見守りあんしん事業」は、市内に事業所がある協力企業と協定を結び、業務中に高齢者等の居住する住宅や地域住民に関する異変に気付いたとき、その内容を警察、地域包括支援センター等に連絡していただくことにより、市民を見守る目を増やすことを目的として平成23年度から開始し、現在27の企業等と協定を締結しています。こちらは消費者安全確保地域協議会とは異なり、市独自の事業ではありますが、地域包括支援センターにおける対応と同様に、高齢者等の異変を把握した後に消費者被害が確認された場合は、市の消費生活センターや警察等の関係機関と連携して、適切に対応を図ることとなります。

「地域見守りあんしん事業」では、今後も定期的な連携会議の開催などによりネットワークの強化を図りながら、協力企業との協働を進めてまいります。

※回答への問合せ先は 福祉企画課 地域包括ケア推進係 電話 22-1591 です。